

神戸女学院 重要文化財へ

東京藝術大学大学院教授 長 尾 充

ご紹介に与りました長尾でございます。この春まで文化庁で仕事をしておりまして、今回の重要文化財指定の作業を担当させていただきました。そこで今日は、普段こういうお話はしないのですけれども、「重要文化財に指定される」、あるいは「指定する」、とはどういうことか、に関して少しお時間をいただいでお話しさせていただきます。

これは、私がこの講堂を調査の際に写した写真です。なかなかすばらしいステージですから、「このステージの上からお話しするのはどういう気分なんでしょうね」、ということを申して帰った記憶があります。まさかこのタイミングで、こういう形でお話しされることになるとは、ちょっと想像もしておりませんでした。感慨深いものがございます。

9月18日付、国が発行しております新聞「官報」の紙面です。小さすぎて見えませんので、拡大すると、確かに2014(平成26)年9月18日号です。神戸女学院の12棟を重要文化財にします、ということで載っています。これをもって神戸女学院の重要文化財の指定が確定したということになります。

重要文化財の指定ということですけれども、文化財保護法によりますと、「文部科学大臣は重要文化財に指定できる」。重要文化財の指定は大臣がするもので、大臣が専権をもって指定します。ということで、「申請主義ではない」というのが前提でございます。仮に皆さんのが自分のお宅なりを重要文化財にと思って、関係部署に申請しに来たとしても、それはできない。では、実際にどういうことが行なわれているかというと、文化財は事務局である文化庁で管

轄しますので、こちらで資料を作って、大臣から文化審議会に諮問することでスタートします。文化審議会の答申を経て、大臣がこれは文化財として指定しましょうと決定すると、先ほど申し上げた官報で告示されて重要文化財になる。こういうシステムを持っております。

じゃあ、どういうものが文化財に指定されますか、という話ですけれども、「国宝・重要文化財指定基準」というものが作られていて、これは公にされているものです。建造物の部分を持ってまいりましたが、上の文の、「時代または類型の典型となるもの」で、ある時代、神戸女学院の場合は昭和初期という時代になります。それから、類型としては、学校建築であり、高等教育機関といえるかと思います。そういうものであって、かつ典型的なもの、ということが焦点になります。神戸女学院の場合は、さらに5つある基準のうちのどれを満たすかに関しては、1番の「意匠的に優秀なもの」で指定されたということでございます。

この基準は漠然としすぎています、もう少し細かいものがあります。「有形文化財(建造物)の指定の方針」で、ここに、「文化庁による調査活動及び云々」。これが一つの要件として考えるものでございます。それからもう一点、「所有者による良好な保存および活用措置がとられている」、こういうものについて指定していきましょうという方針をもって進めてまいります。さらに近代の建造物については、イロハニとありますが、一つ目、「近代化遺産総合調査の結果、重要性が認められるもの」について指定していきましょうという方針があるわけですね。

ということで、兵庫県では、近代化遺産総合調査は2003(平成15)年から2005(平成17)年にかけて行なわれました。この関係で、神戸の布引水源池施設が2006(平成18)年に重要文化財に指定されました。こちらが報告書ですが、巻頭カラー、これは兵庫県として、いいものですよ、なかなか見どころがありますよというものを集めたページに、神戸女学院の建物が載せられている。この調査でも注目されていた、ということになります。報告書の中を見ますと、個別の解説として取り上げられているものがあつて、神戸女学院の建物は3ページ

にわたって13棟が紹介されている。これが調査の結果として文化庁に報告されているものでございます。そののち、西宮市の都市景観形成建築物に神戸女学院の5つの建物が指定されました。これも、先ほどの総合調査等の成果から、こういうものが大事だと注目されていく経緯を表していると思います。

それから翌年ですけれども、重要文化財指定に繋がる一つの経緯で、5つの建物、中庭を中心とした一群と、その下の音楽館について、文化財登録します、ということになった。こちらは所有者側のお申し出によって行なわれるものですが、2009(平成21)年に登録有形文化財になった。当時の報道資料を見ますと、「キャンパス開設時に作られたスパニッシュ・ミッション・スタイルを基調とし、…洗練さと気品を備えた…」と評価されています。

この後、2010(平成22年)には、兵庫県の近代住宅百選というものがありまして、登録文化財になっていたもの以外で、外国人教員住宅として、ケンウッド館とエッジウッド館2棟が選ばれているという経緯もあります。

このようにいろいろと注目を浴び始めていたわけですけれども、神戸女学院さんでは、建物についてしっかり考えていきたいということになったようですが、2012年3月から、「岡田山学舎建築歴史調査」を開始されました。ここで、戦略的に正しかったなあと思うのは、今日もいらっしゃいますが、副委員長に山形先生をお据えになりました。これは良い判断です。先生のご著書の中で、1989年出版の『ウォーリズの建築』で理学館を表紙にお使いになっている。この本は、私、仕事に關係なく拝見していて、実はこの建物を知つてはいたんです。そして建築歴史調査をされて報告書を出されました。巻頭カラーに主要な建物が紹介されていたり、中のページについては、各方面について事細かにお調べいただいたものでございます。資料として図面等も入っていますし、内容もしっかりとしている。

この報告書が届きましたのが2013年の春。兵庫県教育委員会から文化庁に、こういう報告書が出来ましたよということでお送りいただきました。届きましたと、我々の仕事として読み込みます。この辺りは普段あまり話せないです。これをしっかりと読みます。関連の文献も調べます。この建物が重要文化財に指

定される価値があるのかということを考えながら読ませていただきます。先ほど、類型の典型でなければいけないということがありましたが、似たようなもの、それらは今どうなのかということを確認します。それを夏ぐらいに、一生懸命やっていました。本当に神戸女学院が典型なのかと思いまして、実は某所にお忍びで見に行ったりしました。そうして、これならば重要文化財に値するだろうという確信をもちまして、見せてくださいとお願いしたのが2013年の秋でございました。で、文化庁では指定を考えたいので、いかがでしょうかとお伺いしました。いただいた報告書の内容を確かめ、「ここは記述が薄いですがどうですか」、「もう少し資料はありませんか」というようなことをお尋ねして、「こんなによく残っているんだなあ」と思って、帰りました。そのあといろいろと資料を送っていただいて、もう一度春になってから参りました。その時には、こういう形で指定させていただきたいということをお伝えし、指定までの日程を確認して帰りました。その後に私は大学に異動になって、あの仕上げは後任にもらつたということになります。

文化庁内部での説明に使った資料の一部です。神戸女学院を指定しますということで、今回指定させていただいたのは、黄色で示した建物でございます。こんなに残っていますと説明したうえで、初期の配置図をお借りして、こんなにあった建物の中で残念ながらなくなっちゃったのはことごとこ。でもこんなに残ってますよ。この残り方は、尋常ではない、ということを説明させていただきました。兵庫県教育委員会の方のご挨拶にもありましたが、最初にあったものが一式残っていることに価値がある。何一つ落とすべきではないと考えました。それが一つ。もう一つは、同窓会の方がおっしゃってましたが、渡り廊下。どんなところにもぬれずに行ける。これもやはり素晴らしいことなんです。渡り廊下も指定にということで、この辺が学校の関係者の方々には少し意外だったかもしれません。この2点を欠かすと文化財としての価値が十全でなくなる。

ちょっとだけ困ったことがあります。重要文化財の指定の時には、「創建当時の建物の名称を使いましょう」ということになっているんです。この表で、

少々問題があるのは、今、「図書館本館」と呼ばれているもの、「音楽学部1号館」、「第一体育館」、一番困ったのが「中高部1号館(旧高等女学部)」。こういう名称を指定の名称に使うわけにはいかない。どうしましょうかとご相談申し上げたところ、この『岡田山の五十年』の中に『新築記念帖』という建った時の記録が復刻されておりまして、そこには「葆光館(高等女学部)」と書かれておりました。「葆光館でどうですか」とご提案したところ、「実は山本通にキャンパスがあった時からの由緒ある名前ですから構いません」とお返事をいただきました。葆光館にさせていただきました。こうして、『新築記念帖』に従えば、建てられた時の建物の名前が確定できます。「図書館」、「音楽館」、「体育館」、と、皆さんには、中高も大学の方も少し違和感のある名前かもしれませんのが、こういう形で決めさせていただいたものでございます。唯一、問題があったのが「エッジウッド館」。これが『新築記念帖』にない。ただしケンウッド館は出ていますので、並びはわるくない。これだけはイレギュラーな対応をとらせていただきました。

それから、建った当時の建物でいうと、図書館の書庫の右端、下半分もクリーム色の部分が1958(昭和33)年の増築なんですが、ここだけ指定から外すというのも妙なので、「これは1958(昭和33)年に増築します」という事実を明らかにしたうえで、それも含めて重要文化財ということにさせていただきました。それから先程申しました渡り廊下ですね。これも阪神淡路大震災の時に一部倒壊して直されたということです。その事実も含めて重要文化財とさせていただいております。

ということで、報道発表資料では、一つは「台地の地勢や豊かな自然の調和をふまえた合理的なキャンパス計画」、それから「機能による形態と細部意匠に変化を持たせており、意匠的に優れている」という説明になっています。ご提供いただいた写真を示しています。キャッチフレーズは、「美的均整の追求と実用への配慮を達成した大学キャンパス建築群」。いかがでしょうか。そういう観点で指定しようということです。これは地元での報道で、見出しに「兵庫県内の学校建築が重要文化財に指定されるのは初めて」。報道は「初めて」

というのを使いたがりますね。指定の理由が『月刊文化財』という雑誌に紹介されております。第一法規という出版社に、まだ在庫があるそうです。8月号でございます。この規模の指定だと、表紙を飾ることができるのでですが、たまたま今回は国宝が同時に出てしました。中には山形先生の論文と8ページにわたって神戸女学院が紹介されております。

私がこういうことを言うのも申し訳ないんですが、こちらの建物は重要文化財である前に学校建築であって、当然、学校関係者の皆さんにとってはかけがえのない学舎。今回の文化財指定によって国民にとっての重要文化財になりましたということでご理解ください。私からのお願いは、「これからもこれまで通りに大切にしてください」ということです。ご静聴ありがとうございました。